［令和８年度　第３回新潟県最低賃金専門部会　議事録］

１　日　時　令和８年８月３日（月）　１４：００～１８：００

２　場　所　新潟美咲合同庁舎２号館２階　新潟労働局会議室

３　出席者

公益代表委員　　長谷川部会長、有元部会長代理、磯部委員

労働者代表委員　遠藤委員、田辺委員、櫻井委員

使用者代表委員　徳武委員、庭山委員、竹越委員

事　務　局　　岡崎労働基準部長、木村賃金室長、佐藤室長補佐、久川賃金指導官

４　議題

（１）新潟県最低賃金の改正について

（２）その他

５　資料

配布資料のとおり

６　議事内容

［事務局　佐藤室長補佐］

定刻となりましたので、只今から令和８年度第３回新潟県最低賃金専門部会を開会いたします。

まず定足数についてご報告いたします。本日、委員皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項、同令第６条第６項の規定により、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

本専門部会は公開となっておりまして、本日７名の傍聴者がおられます。

また、報道関係者としまして、１社１名の方が傍聴されておられます。

それでは、議事進行を部会長にお願いいたします。

［長谷川部会長］

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題の１、新潟県最低賃金の改正について、に入ります。

最初に事務局資料の説明をお願いいたします。

［事務局　木村室長］

よろしくお願いいたします。それでは資料No.１から資料No.３までについて、ご説明をいたします。

資料No.１は、新潟県より出されております新潟県景気動向指数です。

資料No.２は、新潟市の消費者物価指数です。令和８年６月分の確報値となっております。この資料につきましては、第１回専門部会資料のリバイス版になります。

資料No.３は、新潟県の毎月勤労統計調査、調査結果の令和８年５月分でございます。この資料につき

ましても、第 2 回部会での資料のリバイス版になります。
資料説明は以上となります。

【長谷川部会長】
ありがとうございました。ただいまの説明に関してご質問やご意見はございませんか。
よろしいですか。
では、早速内容に入りたいと思います。前回、初回に提示いただいた金額でございますが、労働者側は最初に 80 円引き上げすべきと主張されました。使用者側は 32 円引き上げすべきと主張され、その後、前回のところで労働者側より歩み寄りがあって、77 円引き上げすべきという提示がなされました。
本日は使用者代表から、これを踏まえての話をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【使用者代表　徳武委員】
配布資料はございませんが、私どもが考える額について、ご説明をさせていただきます。
まず、結論から申し上げますと、プラス 38 円、引上率で申しますと 3.6%でございます。
次に、この額についての考え方について、ご説明をさせていただきます。
第 1 回の専門部会で配られました資料 No.4、日本商工会議所と東京商工会議所が公表されました中小企業の賃上げ･賃金改定に関する調査をご覧ください。
こちらの調査の結果を、企業の賃上げに関する最新の調査として参考とさせていただきました。具体的に申し上げますと、中小企業庁の調査では、新潟県の企業数のうち、小規模企業が 86.3%あるということでございます。これは私の方で調べていた数字であります。新潟県の企業数のうち、小規模企業が 86.3%を占めているということでございますので、先ほど申し上げました商工会議所の資料のスライド 12 にございます、地方の小規模企業の賃金上昇率、こちらの 3.56%を参考にしたということでございます。
この調査結果につきましては、地域内の物価･賃金水準、自社の支払い能力などが考慮された最も実情を表している結果であると考えております。また、3.56%は、先ほど配られました資料の 2 番に物価上昇率の推移がございましたが、これによります過去 1 年間の新潟県の物価上昇率の平均値、これが 2.2%になりますが、これを1.36ポイント上回るものであり、最低賃金で働く方の生計費の改善にも配慮できる水準であると考えております。
以上により具体的に申し上げますと、1,050 円かける 3.56%、これが 37.38 円になりますが、切り上げて 38 円ということでございます。
なお、この額を考えるにあたって、次の 3 点について考慮する必要があると考えております。
1 点目は、商工会議所の調査書のスライド 11 番にありますが、地方小規模企業で賃上げ率が2%未満と回答している企業の割合が 26.7%で、一方で 5%以上との回答 21.4%を上回っており、2 極化しているということが見て取れます。
2 点目は、同じくこの調査書のスライド 7 番にございますように、回答した企業のおよそ 3 分の 2 にあたります 66.3%が、業績の改善が見られない中での賃上げ、いわゆる防衛的賃上げであるとしていることです。
3 点目は、最低賃金は、それを下回った場合、法令違反として 50 万円以下の罰金を課されるものとして、一律に強制適用されるものですが、先ほど申し上げましたように、県内は中小小規模事業者が大部分を占める一方で、これまで最低賃金は、主要大手企業の賃上げ率を大きく上回る引き上げを強いられてきています。

第 1 回専門部会の資料の 16、17、19 ページでお示ししましたが、こうしたことは、最近の倒産、あるいは休廃業･解散などの増加、また求人の前年割れが続き、求職者が増加していることによるパートタイムの求人倍率の低下と関連している可能性について、強い懸念を持つものでございます。

説明は以上です。

【長谷川部会長】

ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明では、新たに歩み寄りいただきましてプラス 38 円で、1,088 円ということでございます。

今のご説明に対するご質問等はございませんか。よろしいですか。歩み寄りいただきありがとうございます。

ただいま使用者代表より新たな金額が示されたことから、これから二者協議に入りたいと思います。

なお、公益代表で打合せする時間を 10 分から 15 分ほどいただきまして、協議を始めたいと思います。

【事務局　佐藤室長補佐】

それでは、この後、二者協議の場面となりますので、非公開とさせていただきます。

傍聴の方は、こちらでお待ちいただきますようお願いいたします。

委員の方々には控え室をご案内させていただきます。公益委員は 3 階の第 3 小会議室、労働者代表は 3 階第 2 小会議室、使用者代表は 3 階労働基準部長室を控室といたしますので、ご案内いたします。

一旦、控室へご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではご移動をお願いいたします。

【長谷川部会長】

大変長らくお待たせいたしました。それでは前回に引き続き、全体会議を再開いたします。

本日は結論を出すには至りませんでした。実際の二者協議の概要をまとめたものを説明いたします。

本専門部会審議の場において、使用者代表から 38 円というお話がありました。その歩み寄りを受けて、労働者代表から 64 円という金額をいただきました。

具体的には、毎月の勤労統計調査の参考表、10 月から 5 月までのパートの現金給与について、前年同月期の平均を計算し、その成長率をかけたものを切り上げると 64 円という金額になりました。

その金額を使用者代表にお伝えしたところ、使用者代表から 40 円上げるという歩み寄りをいただきました。

新潟労働局職業安定課が発行している定例雇用情報に記載されている 6 月の求職者の典型的なパートの希望賃金の平均 1,090 円を参考にしており、これが最低賃金との差が 40 円でしたので、そちらを使用しております。

その歩み寄りを労働者代表にお伝えしたところ、労働者代表から 1 円下げた 63 円という提示がありました。使用している計算式は先ほどの 64 円と同じですが、数字の小数点以下を切り下げた形となります。

その金額を使用者代表にお伝えしたところ、44 円の引き上げという金額をいただきました。こちらは専門部会第 1 回の資料 4、スライド 12 の「1 年間の賃金改定額」のうち、賃金改定率･地方の部分である 4.20%を使って計算しております。

なお、使用者代表からはこれ以上、上げられないという回答をいただきました。

また、労働者代表も 63 円からは下げられないとのことでございました。

これ以上の歩み寄りが見られなかったことから、次回は公益委員の方から公益見解を出すこととなります。

今後は、明後日、8 月 5 日の午前 9 時 30 分から第 4 回専門部会を開催しますので、再度の審議をお願いいたします。

次回を最終の専門部会として、報告について結論を出したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上、本日の審議を終わりたいと思いますが、委員の皆様、その他何かございませんか。

それでは議事を事務局へお返しします。

[事務局　佐藤室長補佐]

ご審議ありがとうございました。第 3 回専門部会はこれで終わります。

次回、第 4 回専門部会を 8 月 5 日水曜日午前 9 時 30 分から、本日と同じ 2 階労働局会議室にて開催いたします。

大変お疲れ様でございました。